

交通ネットワークを活かして新産業用地の創出を 奈良県

企業にとって様々な魅力を備えた立地環境

奈良県は、周囲を山で囲まれている地域特性から自然災害による被害が少なく、さらに教育熱心な県であり優秀な人材が豊富だ。大学・短大進学率は、59.9%と全国7位(2020年度学校基本調査)であり、東大、京大進学率も全国トップクラス。また、女性就業率は62.8%と全国最下位だが(2020年国勢調査)、県内の女性の就労意欲は、約6割の人が「働きたい」と回答し潜在労働力が豊かといえる(2020年女性活躍推進に関する意識調査〔奈良県〕)。

奈良県に工場立地するメリットとして特筆したいのが、交通ネットワークの飛躍的な充実だ。近畿圏と中部圏のほぼ中央の位置にあり、県内を東西に走る西名阪自動車道、名阪国道、東名阪自動車道によって、大阪と名古屋が結ばれている。また、阪和自動車道に直結する南阪奈道路により、関西国際空港、大阪港へのアクセスも良い。さらに、奈良盆地を南北に貫き、京都・和歌山と結ぶ京奈和自動車道の整備が進み、御所南IC～五條北ICが2017年8月に開通し、関西国際空港から奈良県の中南部へのアクセスが飛躍的に向上している。



■奈良県のデータ

面積：3,691km²
 人口：1,296,260人(2023年9月1日現在・推計人口)
 県庁所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30
 TEL：0742-22-1101(代)
 ホームページURL：http://www.pref.nara.jp/

新たな産業用地確保に向けて —「御所IC工業団地」—

県は御所市と協働して京奈和自動車道御所IC周辺に、新たな産業集積地を形成し、民間企業を誘致するプロジェクトを2014年度から事業化。開発面積は約12haで、分譲面積は約8haの予定。関西国際空港や大阪港から車で1時

間と、アクセスが良い場所だ。第1期分譲区画(下図の④、約1.6ha)については最も早く2023年度末に企業募集を開始、2026年度以降に引渡しを予定している。準工業地域に立地できる、製造業を営む企業を募集する予定。



企業立地促進に向け充実した優遇制度

県の企業立地促進補助制度として、固定資産投資額100億円以上の国内回帰向け(最大10億円)、5億円以上の中規模立地向け(最大10億円)、企業定着促進補助金(最大1億円)、データセンター立地促進補助金(最大2億円)がある。

また、県外からの本社機能移転に対する補助要件を緩和、工場立地と併せて県外からの本社機能を移転する場合、中規模立地向け補助金の適用幅が広がり、特に大阪府内で操業している企業からの評価が高い。

さらに、中規模立地向け補助金には、県南部・東部地域に立地する場合に固定資産投資額に応じて1,000万円または2,000万円の加算や、2023年4月から働き方改革補助金を新設し、国内回帰向け・中規模立地向け補助金において、働き方改革を行う企業に対し加算金を交付する。

税制では県内に一定要件を満たす工場、研究所を設置した法人を対象とした事業税の軽減措置(最大3億円)も県独自の取り組みとして評価されている。

奈良県国内回帰等立地促進補助金 対象：国内回帰を伴う工場、研究所

要件 設備投資額100億円以上かつ県内新規常用雇用100人以上等

補助率 固定資産投資額の10%〔補助上限10億円〕

大規模国内回帰

奈良県企業立地促進補助金 対象：工場、研究所、本社機能、特定の物流施設

要件 (1)設備投資額5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上
または (2)常用雇用者が100人以上

補助率 固定資産投資額の10%〔補助上限2億円。知事が特に認める場合10億円〕

<県外からの本社機能移転の場合>
 要件：投資額3億円以上
 かつ県内新規常用雇用3人以上
 補助対象：本社機能の移転経費の50%も補助

<南部・東部地域振興補助金(加算金)>
 南部・東部地域に立地する場合 投資額5億円以上で1千万円、10億円以上で2千万円

中規模立地

奈良県企業定着促進補助金 対象：県内立地後20年以上
かつ県内常用雇用50人以上の工場・研究所

要件 (1) 機能強化経費10億円以上(中小企業者は5億円以上)
かつ、県内総従業者数が着工前の数以上、かつ地域経済牽引事業として、知事の承認を受けた事業のうち国の先進性確認を受けたもの
または、
(2) 県内新規常用雇用者20人以上

補助率 機能強化経費の10%〔補助上限1億円〕

県内定着

奈良県地方拠点強化促進補助金

対象企業 以下のいずれかに該当する事業者
 ① 常用雇用者100人以上の営利企業
 ② 県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして、知事が認めるものであって非営利の学術・開発研究機関

対象となる事業 事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業であって、着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業
 固定資産投資額(土地を除く)が2,000万円(中小企業者1,000万円)以上
 かつ、県内新規常時雇用者が10人(中小企業者5人)以上
 かつ、県内総従業者数10人(中小企業者5人)以上純増

補助率 固定資産投資額の10%

地方拠点強化